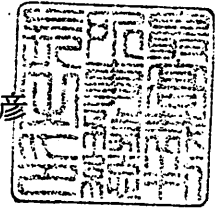


平成31年3月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

3月4日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考ええる。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所調査官が最高裁判所判例解説に記事を投稿する際の注意事項が書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月8日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所内において、本件開示申出に係る文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。なお、最高裁判所判例解説は、各最高裁判所調査官が個

人として執筆・投稿しているものである。よって、最高裁判所として、最高裁判所調査官が最高裁判所判例解説に記事を投稿する際の注意事項を記載した文書を作成し、交付する必要はない。

イ したがって、原判断は相当である。